四の三・四の四	（略）
五～十二の八	（略）
十二の九	マバカムテン及びその製剤。ただし、一カプセル中マバカムテン五㎎以下を含有するものを除く。
十二の十	マラリキシバット、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一㎖中マラリキシバット塩化物として十㎎を含有する内用液剤を除く。
十二の十一	（略）
十三～十七	（略）
十八	リスジプラム及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
(1)	一瓶（二g）中リスジプラム六〇㎎以下を含有するドライシロップ剤
(2)	一錠中リスジプラム五㎎以下を含有するもの
十九	リバスチグミン及びその製剤。ただし、一枚中リバスチグミン五一・八四㎎以下を含有する貼付剤を除く。

劇　薬

（略）

有機薬品及びその製剤

一～十一の七	（略）
十一の八	イボシデニブ及びその製剤
十一の九～十一の三十二	（略）
十一の三十三	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続三］及びその製剤
十一の三十四～十一の四十二	（略）
十二～十二の十七	（略）
（削る）	
十二の十八～十二の四十五	（略）
十三～二十六の三十六	（略）
（削る）	
二十六の三十七～二十六の五十	（略）
二十七～六十の二	（略）
六十の三	チスレリズマブ及びその製剤

四の四・四の五	（略）
五～十二の八	（略）
（新設）	
十二の九	（略）
十三～十七	（略）
（新設）	
（新設）	

劇　薬

（略）

有機薬品及びその製剤

一～十一の七	（略）
（新設）	
十一の八～十一の三十一	（略）
（新設）	
十一の三十二～十一の四十	（略）
十二～十二の十七	（略）
十二の十八	N－エチル－N－メチルカルバミン酸三－［（一S）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル（別名リバスチグミン）のその製剤であつて一枚中N－エチル－N－メチルカルバミン酸三－［（一S）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル一八㎎以下を含有する貼付剤
十二の十九～十二の四十六	（略）
十三～二十六の三十六	（略）
二十六の三十七	七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－b］ピリダジン－六－イル）－四H－ピリド［一・二－a］ピリミジン－四－オン（別名リスジプラム）の製剤であつて、一瓶（二g）中七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－b］ピリダジン－六－イル）－四H－ピリド［一・二－a］ピリミジン－四－オンとして六〇㎎以下を含有するドライシロップ剤
二十六の三十八～二十六の五十一	（略）
二十七～六十の二	（略）
（新設）	